

「第4次熊本県男女共同参画計画(案)」に関する意見募集の結果及び県の考え方について

熊本県男女参画・協働推進課

項目	ご意見・ご提案の概要	県の考え方(案)	意見の取扱い
1 (2)生涯を通じた女性の健康支援	<p>禁煙と受動喫煙の危害防止は極めて重要である。男性はもちろん、女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調していただきたい。生涯を通じた男性・女性の健康支援について、無煙環境支援の強調をお願いする。</p> <p>公共性の高い施設(飲食店を含め)だけでなく、家庭やマイカーでも、受動喫煙の危害から妊産婦を含む女性・子ども達を守ることを最優先に、中長期的にも、タバコを吸えない社会環境づくりとして、男女の喫煙率を低減させていく上で極めて有効である条例制定・法制定、あるいは勧奨により、全面禁煙ルールを確立して、順次広げていく必要がある。</p> <p>とりわけ、食堂・レストランなどのタバコの煙から若い女性、妊産婦、子どもたちを守る抜本的施策が不可欠であることから、市民(及び利用者)は、受動喫煙の危害リスクのある施設及び喫煙所に、子ども・未成年者・妊産婦を同伴し立ち入らせてはならない旨の義務づけをする。かつ施設管理者にも、受動喫煙の健康リスクの以下のような明示の義務づけ、勧奨が必要で有効かと思われる。</p> <p>(1)「受動喫煙によるタバコ煙は非喫煙者、とりわけに子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。」 (2)「受動喫煙のリスクのある場所に、子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者は立ち入らないでください。立ち入らせないでください。」 (3)出入口などに「子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないでください。」</p> <p>「健康・医療戦略」、及び「日本再興戦略」改訂2014、改訂2015において、「国民の健康寿命を1歳以上延伸」が2020年までの達成目標として掲げられていることから、上記に述べた喫煙・受動喫煙の危害対策は、中長期的に男女の健康支援となり、健康寿命の延伸に大きく寄与することと思われる。</p> <p>特に若い女性の痩身傾向は不健康であることも周知し、減少させることは極めて重要である。</p>	<p>たばこの健康への影響に関する知識の普及や受動喫煙防止対策等については、「第3次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画)」に基づき、家庭や学校、職場、飲食店等における取組みを進めています。</p> <p>今後も関係機関と連携し、社会全体として受動喫煙防止が進むよう県民の理解向上に努めて参ります。</p>	参考